

第七六回

参第七号

砂糖の価格安定等に関する法律及び甘味資源特別措置法の一部を改正する法律

(案)

(砂糖の価格安定等に関する法律の一部改正)

第一条 砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 補則(第六十三条・第六十四条)」を

「第四章の二 砂糖需給協議会(第六十二条の二 第六十二条の四)

第五章 補則(第六十三条・第六十四条)」

に改める。

第三条第一項中「国内産糖合理化目標価格」を「国内産糖生産目標価格」に改め、同条第三項中「国内産糖合理化目標価格」を「国内産糖生産目標価格」に、「こえず」を「超えず」に改め、同条第四項中「五年をこえない」を「三年を超えない」に、「きかなければ」を「聽かなければ」に改め、同条第五項中「政令で定めるところにより、砂糖又はぶどう糖の製造、販売、輸入又は消費に関し学識経験を有する者」を「砂糖需給協議会」に、「きかなければ」を「聽かなければ」に改める。

第五条第一項及び第十条第一項第一号中「国内産糖合理化目標価格」を「国内産糖生産目標価格」に改める。

第二十条中「最低生産者価格」を「最低生産者補償価格」に改める。

第二十一条の見出し及び同条第一項中「最低生産者価格」を「最低生産者補償価格」に改め、同項中「農業パリティ指数に基づき算出される価格を基準とし、物価」を「生産費及び物価、需給事情」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、生産費に含まれる自家労働の価額は、他の産業に従事する労働者の賃金と同一水準のものでなければならない。

第二十一条第二項中「最低生産者価格」を「最低生産者補償価格」に改め、「その種又は収穫が開始される時期を基準として」を削り、同条第三項中「最低生産者価格」を「最低生産者補償価格」に、「生じ、又は生ずるおそれがある」を「生じた」に、「改定することができる」を「改定しなければならない」に改め、同条に次の二項を加える。

4 農林大臣は、第一項の規定により最低生産者補償価格を定め、又は前項の規定により最低生産者補償価格を改定しようとするときは、甘味資源審議会の意見を聽かなければならない。

第二十二条第一項中「最低生産者価格」を「最低生産者補償価格」に改める。

第五十四条中「国内産糖合理化目標価格」を「国内産糖生産目標価格」に改める。

第四章の次に次の二章を加える。

第四章の二 砂糖需給協議会

(設置)

第六十二条の二 農林省に、砂糖需給協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（権限）

第六十二条の三 協議会は、農林大臣の諮問に応じ、輸入に係る砂糖の価格調整、国内産糖の価格支持その他この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、農林大臣及び関係各大臣に意見を述べることができる。

（組織等）

第六十二条の四 協議会は、政令で定めるところにより農林大臣が任命する委員二十五人以内で組織する。

2 前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三条第二項中「最低生産者価格」を「最低生産者補償価格」に改める。

（甘味資源特別措置法の一部改正）

第二条 甘味資源特別措置法（昭和三十九年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「するときは、」の下に「甘味資源審議会及び」を加え、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第十三条に次の二項を加える。

3 農林大臣は、第一項の承認をしようとするときは、甘味資源審議会の意見を聴かなければならない。

第十五条第二項中「第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第三十一条第一項中「二十五人以内で」を「二十五人をもつて」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「委員及び」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 委員は、次の各号に掲げる者につき農林大臣が任命する。

一 甘味資源作物又は甘しよ若しくは馬鈴しよの生産者を代表する者 十人

二 国内産糖又は国内産ぶどう糖の製造事業に携わる者を代表する者 十人

三 前条第一項に規定する事項に関し学識経験を有する者 五人

第三十二条第二項を次のように改める。

2 会長は、学識経験を有する者である委員のうちから、委員が選挙する。

第三十二条第四項中「その指名する委員」を「会長が学識経験を有する者である委員のうちから指名する委員」に改める。

第三十五条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、都道府県甘味資源作物生産振興審議会の組織及び運営に関する事項については、審議会に準じて定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(砂糖の価格安定等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この法律施行の際現に改正前の砂糖の価格安定等に関する法律（以下「旧法」という。）第三条の規定により定められている安定上限価格及び安定下限価格並びに国内産糖合理化目標価格（旧法第四条の規定により改定されたときはその改定後の価格）は、改正後の砂糖の価格安定等に関する法律（以下「新法」という。）第三条の規定により定められた安定上限価格及び安定下限価格並びに国内産糖生産目標価格とみなす。
- 3 この法律施行後最初に定める新法第三条第三項の国内産糖の目標生産費は、同条第四項の規定にかかわらず、昭和五十三年十月一日から始まる砂糖年度内に、昭和五十六年十月一日から始まる砂糖年度に係る国内産糖について定めるものとする。
- 4 新法第三章及び附則第三条の規定は、てん菜にあつては昭和五十一年一月一日以後には種されるもの、さとうきびにあつては同年十月一日以後に収穫されるものについて適用し、てん菜にあつては昭和五十年十二月三十一日以前には種されるもの、さとうきびにあつては昭和五十一年九月三十日以前に収穫されるものについては、なお従前の例による。

(農林省設置法の一部改正)

- 5 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表中甘味資源審議会の項の次に次のように加える。

砂糖需給協議会	砂糖の価格安定等に関する法律によりその権限に属させた事項を行うこと。
---------	------------------------------------

理 由

最近における我が国の甘味資源作物をめぐる諸情勢にかんがみ、甘味資源作物の生産者販売価格の最低基準として定められる価格について、生産費及び物価、需給事情その他の経済事情を参酌し、甘味資源作物の再生産を確保することを旨として定めることとともに、輸入に係る砂糖の価格調整及び国内産糖の生産振興に関する措置の適正化に資するための砂糖需給協議会の設置及び甘味資源審議会の権限の拡充等所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、平年度約三百六十億円の見込みである。